

陳述書

令和2年2月17日

東京地方裁判所民事第2部裁判官 殿

原告 小松原哲也

1、私は横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所に所属する漁業者です。

横須賀市東部漁業協同組合は、横須賀港及び久里浜港周辺の東京湾海域において、漁業法上の漁業権を有しており、私もその組合員として、上記海域において漁業を営んでいるものです。

2、私は5トンの漁船を2隻、4トンの漁船を1隻所有し、横須賀港及び久里浜港周辺の

東京湾海域において、ミル貝、ナマコ、タイラ貝等の長男とともに潜水漁業を営んでおり、また底引網、刺し網、アナゴの土管漁、タコツボ漁、海藻の採取、遊漁船等を行い年間約2000万円の水揚げをあげています。

3、私たちの行っている潜水漁業は、エアホースのついたヘルメットと潜水服をつけて、

漁船から、浅場の海底に潜り、漁船からコンプレッサーでエアホースを通じて空気を送り、何時間も潜って、海底のミル貝、タイラ貝、ナマコ等をとるものです。特にミル貝は浅場の砂地に潜っているため、漁船から高圧水をホースで送り、そのまわりの砂を掘って貝を傷つけないようにしてとるのです。

私たちの操業する東京湾海域は、豊かな漁場であり、たくさんの海洋生物が暮らして

います。特にミル貝は高級スシネタとしてキロ5500円、またナマコは中華料理の高級食材として、キロ1000円という高値で取引されています。

このミル貝の潜水漁業は、全国各地で行われていましたが、埋め立てによって浅場の自然海底が消失してしまったために、とれるところがなくなってしまい、全国でもこれを行っているのはここだけ、私たちだけとのことで、水産試験場も注目しています。

私達も貴重なミル貝を取りすぎないように、資源保護には細心の注意を払っているところです。

また、これまでもちょっとした環境の変化でも、貝がとれなくなって著しい被害を被ってきたので、海が環境が変化することは、私達にとって死活問題なのです。

4、また私は、横須賀港及び久里浜港周辺の東京湾海域において、底引網、サヨリ網漁、アナゴの土管漁、タコツボ漁、海藻の採取、遊漁船等を行っています。

底引網漁では、カレイ、クロダイ、マダイ、カサゴ、メバル、スズキ等もとれます。サヨリ網漁とは、2隻の漁船で、サヨリを網で包むようにしてとるものです。

アナゴの土管漁、タコツボ漁は、長い縄に、アナゴをとるための筒や、タコツボをたくさんくくりつけて、海底に沈めておき、一晩たってそれを引き上げて、アナゴ、タコをとるものです。

5、ここ近年、地球温暖化によって、東京湾も海水の温度が上昇しています。

その結果、潜水漁業の海底のミル貝、タイラ貝、ナマコ等は、温度の低い海水を好むので、量が減ってしまい、漁獲量が激減しています。

また、海水の温度上昇によって、海底のアラメやワカメ、ホンダワラ等の海草が育たなくなってしまうという『磯焼け』現象が発生して、海草の中で、繁殖する魚貝類が育たなくなってしまう、海水温度上昇の影響もあって、これまでとれたカレイ、クロダイ、マダイ、カサゴ、メバル、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリ等の漁獲量が激減しています。

そのため、2007年頃に私の年間の水揚げ高は約3500万円でしたが、2019年には、約2000万円と減ってしまいました。

6、また、久里浜の石炭火力発電所が操業すると、発電所から、冷却のための大量の温排水が排出されることとなり、さらに海水の温度が上昇して、この海域に定着している貝類、魚類が生息することができなくなって、私を初めとする漁業者が著しい漁業被害を被り、生活をするのができなくなってしまいます。

7、令和元年10月ころに、先行して提起されている横須賀石炭火力発電所の訴訟（令和元年（行ウ）第275号、東京地方裁判所民事第2部Cd係係属）の原告である鈴木陸郎さんから、火力発電所計画の周辺住民のみなさんが訴訟を提起していることをお聞きしました。

先に述べましたとおり、私たちは、久里浜の石炭火力発電所が操業すると、私は回復しがたい漁業を営む権利、生活の権利の侵害、被害を受けるものであり、被害が発生してしまってからでは、回復不可能なものです。

被害が発生しないようにするためにも、私も火力発電所の建設に反対する訴訟に参加しようと思い、私を初めとする漁業者の権利の守られる内容の判決を求めて原告となった次第ですので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。